

1 環境基本法等に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件として、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として環境基準を定めています。

なお、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)の規定に基づくダイオキシン類の環境基準についても環境基本法に基づく環境基準と併せて記載します。

1) 大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条に基づく大気の汚染に係る環境基準は表1に、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は表2に示しておりです。

表1 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1時間値が0.06 ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年間平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について適用しない。
2. 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により、生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日、環境庁告示第25号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日、環境庁告示第38号)
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日、環境庁告示第4号)

表2 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

物 質	基 準 値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ラジリンの毒性に換算した値とする。
2. 基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日、環境省告示第67号)